

平成 22 年度 三遠道路巢山地区事業損失算定業務

特記仕様書（案）

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、浜松河川国道事務所が実施する「平成 22 年度 三遠道路巢山地区事業損失算定業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務の実施にあたっては、用地調査等共通仕様書（工損調査編）（以下「共通仕様書」という。）、請負契約書（以下「契約書」という。）及び監督職員の指示に従うほか、本特記仕様書に定めるところによるものとする。

第 2 条 業務目的

本業務は、三遠道路新城市巢山・七郷一色地内において発生した水枯渇に対して、「公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理要領」に基づき、被害回復方法の検討及び補償金等の積算を行うものである。

第 3 条 打合せ

なお、本業務を予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合については、全ての打合せに主任担当者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するものとする

ただし、全ての打合せに主任担当者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するために要する費用は受注者による負担とし、契約変更の対象としない。また、打合せ時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

第 4 条 配置主任担当者の手持ち業務量の制限

- 1) 本業務に配置する主任担当者は、本業務の入札公示日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者である者でなければならない。

ただし、本業務の入札公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が 2 億円未満かつ手持ち業務の件数が 5 件未満である者でなければならない。

なお、全ての手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が 500 万円以上の業務をいう。

- 2) 本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が 1) に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認

められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

第 5 条 業務内容

本業務は、以下の業務を実施する。

(1) 準備打合せ

業務にあたって以下の回数打合せを実施する。なお、打合せ場所は浜松河川国道事務所とする。また、打合せ回数は3回を予定している。

- ①業務開始前
 - ②中間（比較案の検討、作成時等）
 - ③成果品納入時
- その他、監督職員が必要と認めたとき

(2) 使用実態の調査

現地において、井戸等の分布状況、使用実態（特に使用水量）を把握するために当該敷地を調査する。

- ・本業務において水枯渴箇所は5箇所を想定している。
- ・調査した敷地使用実態を整理し、図面等を作成する。
- ・着工前、着工後の状況の比較により、受忍の範囲の判断を得るための資料とする。なお、着工前から着工後の水文調査が実施されている。
- ・周辺の上水道敷設計画とその状況を把握すること。

(3) 工作物調査

現地において、建物等の配置、井戸、井戸配管、ポンプ、水栓柱、蛇口、上水道、農業用水の配管等を調査し、図面等を作成する。

上水道又は簡易水道の敷設の状況及びその給水の能力を調査し、生活用水の代替施設を水道又は簡易水道に求めることが合理的かつ妥当である場合に、水道等からの給水の可能性（給水能力、敷設費用等）の有無及びその程度を把握することにより、被害回復方法の検討、費用負担の方法等を検討するための資料を得るために行う。

(4) 被害回復方法の検討

本業務では、上記調査で得られた結果を基に被害回復の観点より、被害回復方法の検討、費用負担の方法等の検討を十分にし、被害回復方法を3案程度作成する。

(5) 積算

上記で検討された被害回復方法案に基づいて技術的及び経済的に合理的と認められるものを選択し、補償金等を積算する。

第 6 条 資料の貸与

貸与する資料は下記のとおりとする。

- ・水文調査の成果品
- ・その他監督職員が必要と認めたもの

資料貸与時には、必ず借用書を提出するものとする。また、監督職員より返却の指示があった場合には、速やかに返却するものとする。

第 7 条 作業計画書

受注者は、作業開始時の業務打合せまでに作業計画書を作成し、契約締結後7日以内に監督職員に提出しなければならない。

2 作業計画書には、以下の事項を記載するものとする。

- 一 業務名
- 二 施行箇所
- 三 施行期間
- 四 契約年月日
- 五 業務量
- 六 作業編成
- 七 作業実施計画表（安全対策を含む）
- 八 主要機器（検定書を含む）
- 九 連絡先（緊急時含む）
- 十 その他

第 8 条 身分証明書の交付

受注者は、発注者から本業務に従事する者の身分証明書の交付を受けるため受注後速やかに別紙1に定める「身分証明書交付願」を作成し提出するものとする。

第 9 条 業務週報

共通仕様書第13条第1項に定める業務の進捗状況報告は別紙2「用地調査等業務週報」により報告するものとし、原則翌週速やかに提出するものとする。

第 10 条 準備打合せ

業務についての打合せは以下のとおりとする。

- 一 業務開始前
- 二 中間（比較案の検討、作成時等）
- 三 成果品納入時
- 四 その他、監督職員が必要と認めたとき

なお、本業務を予算決算及び会計令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合については、全ての打合せに主任担当者が出席するものとする。ただし、全ての打合せに主任担当者の出席するために要する費用は受注者による負担とし、契約変更の対象としない。

また、打合せ時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任監督員による履行確認を行うものとする。

- 2 受注者は、監督職員と打合せ及び協議を行った場合、速やかに打合せ記録簿を作成し、監督職員の確認を得なければならない。
- 3 受注者は、共通仕様書第 2 条第 9 号に定める協議を行う場合、別紙 3「用地調査等の施行に関する協議書」を作成し、監督職員の確認を得なければならない。
- 4 受注者は、本業務の数量に変更が生じたときは実施数量確定後 20 日以内に別紙 4「用地調査等の施行に関する承諾書」により監督職員に報告し、承諾を受けるものとする。

第 11 条 成果品

- 1 本業務の成果品は、下記のとおりとする。

①打合せ記録簿及び 用地調査等業務週報	1 部
②工作物調査表	2 部
③被害回復方法の検討案	2 部
④補償額積算調書	2 部
⑤必要とする図面	2 部
⑥CD（上記成果品の光磁気記憶媒体）	1 部

- 2 成果品の一部を磁気記憶媒体（光磁気記憶媒体を含む）で提出する場合は、コンピューターウイルスチェックを行い、媒体がウイルスに感染していないことを確認し、かつウイルスチェック完了レポートを提出するものとする。
- 3 成果品の納入先は、浜松河川国道事務所用地課とし、完了検査の合格を以て完了とする。

第 12 条 検証

受注者は、本業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証を

行わなければならない。

2 前項の検証は主任担当者が行うものとする。

第13条 照査

受注者は、前条に基づく検証の他、照査技術者による点検等（以下「照査」という。）を行うものとする。この場合において、以下の事項について本特記仕様書及び共通仕様書に適合することを点検し発注者に報告しなければならない。

- 一 作業計画書における、工程管理及び実施体制
- 二 各業務における調査内容
- 三 各業務における調査表の作成方法及び内容
- 四 各業務における算定方法及び内容
- 五 各成果品の編纂方法

第14条 業務カルテ

受注者は、契約時又は完成時において契約金額（税込）100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に（土曜日、日曜日、祝日等は含まない。以下同じ。）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、また、修正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第15条 業務実績の登録

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に業務実績情報を登録する際に業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で登録し監督職員の確認を受けること。

第16条 個人情報の取扱い

受注者は、本業務の履行にあたり、別紙5に定める「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき実施しなければならない。

第17条 行政情報流出防止対策の強化

1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。

2 受注者は、別紙6「業務委託等における行政情報流出防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第18条 業務コスト

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は下記の事項に協力しなければならない。

- 一 受注者は、業務コスト調査に係る調査票等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して90日以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途監督職員から指示するものとする。
- 二 受注者は、提出された調査票等の内容を確認するために監督職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

第19条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- 一 契約書第38条に規定する瑕疵責任に係る損害
- 二 受注者の責により損害が生じた場合

第20条 その他

共通仕様書及び本特記仕様書に明示なき事項又はその内容に疑義が生じた場合は、受注者と発注者の両者にて協議を行い解決に努めなければならない。

